

登 第 3 4 2 号  
平成 2 5 年 8 月 1 日

沖縄県土地家屋調査士会長 殿

那 覇 地 方 法 務 局

首席登記官（不動産登記担当）

久 保 朝 則



登記識別情報通知書等受領印影届の取扱いについて（依頼）

平素から、登記行政につきまして、格別の御理解・御協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、当局の不動産登記の事務処理につきましては、登記完了後の登記識別情報通知書、登記完了証の交付枚数確認及び登記識別情報通知書の受領印影確認は、現在登記申請書の写しを作成して行っているところですが、登記申請書の管理及び交付事務を適正・迅速に処理するため、登記申請に際して、別添の登記識別情報通知書等受領印影届の提出に御協力をお願いするとともに、この旨を貴会員の皆様に周知願いたく、御依頼申し上げます。

## 登記識別情報通知書等受領印影届

### 1 申請情報

受付日	平成      年      月      日
申請件数	件      (内同順位申請      件) 【同順位内訳      件目～      件目,      件目～      件目】

### 2 申請代理人 (復代理人を含む)

	申請印	代理人番号
住 所		
氏 名		
電話番号		

### 3 登記識別情報通知書の受領者

	受領時押印欄
<input type="checkbox"/> 上記申請代理人 <input type="checkbox"/> 上記申請代理人以外 住所 ----- 氏名	

### 《法務局使用欄》

	受付番号	第	号	～	第	号				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
登記識別情報										
登記完了証										
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
登記識別情報										
登記完了証										

登記識別情報通知書	枚
完了証	枚

返却書類	有 ・ 無
返却権利書	有 ・ 無

※特記事項      件目      代理人・復代理人に授権なし

## 登記識別情報通知書等受領印影届の取扱いについて

那覇地方法務局

### 1 登記識別情報通知書等受領印影届の提出について

この「登記識別情報通知書等受領印影届」(以下「印影届」という。)は、①登記識別情報通知書、登記完了証の作成、②登記識別情報の通知を受けるための特別の授権の有無の確認、③同通知書の交付等の事務処理を適正かつ迅速に行うために、登記申請の際に申請書とともに提出願うものです。

#### 【参考】

- (1) 印影届は、「申請印」欄に押印したものをコピーして使用しても差し支えありません。
- (2) 登記申請を連件で提出する場合、登記識別情報通知書の受領者が同一人であるときは、印影届は1通のみで差し支えありません。

### 2 記載要領について

- (1) 「受付日」欄は、郵送による申請の場合は記載する必要はありません。
- (2) 「申請件数」欄は、受付事務を迅速に処理するために記載願うものです。  
提出する登記申請の件数の総数を記載しますが、その中に同順位申請がある場合は、その同順位申請の件数及其内訳を記載願います。
- (3) 「申請代理人」欄は、申請代理人(復代理の場合は復代理人)の住所、氏名、電話番号を記載してください。
- (4) 「申請印」欄に申請書に押した印影と同一の印鑑を押印願います。
- (5) 「代理人番号」は、自己の番号を持っている登記所に提出する場合に記載願います。
- (6) 「登記識別情報通知書の受領者」欄には、申請代理人(又は復代理人)が登記識別情報を受領する場合(補助者を含む。)は、「申請代理人」に「」をしてください。  
代理人(又は復代理人)以外に同通知の受領について授権のある代理人等がいる場合には、「申請代理人以外」に「」をし、登記識別情報通知書を受領する方の住所、氏名を記載してください。
- (7) 「受領時押印欄」は、登記識別情報を受領する際に持参した印鑑と申請書に押印した印鑑の同一性を確認するため、受領時に押印願うものです。  
これに押印して印鑑が同一であることを確認した上、登記識別情報通知書交付簿に受領印を押印願います。
- (8) 《法務局使用欄》は、登記識別情報通知書、登記完了証の作成通数及び返却書類の有無の確認のために法務局において記載します。